

バナー広告掲載規定

一般社団法人豊中市介護保険事業者連絡会（ホームページ：<https://toyonaka-kaigo.com/>）

第1条（目的）

本規定は、当連絡会が運営するホームページに掲載するバナー広告について、広告主および当連絡会双方が遵守すべき基準・条件を定め、適正な広告運用と利用者保護を図ることを目的とする。

第2条（広告の種類・掲載場所）

- 掲載する広告は、当連絡会が指定するバナー広告枠に限る。
- 掲載場所・サイズ・期間・リンク先 URL 等は、別途「広告掲載申込書」にて定める。

第3条（掲載基準）

- 以下の内容を含む広告は掲載できないものとする。
 - 法令に違反するもの（景品表示法、薬機法、著作権法等）
 - 公序良俗に反するもの
 - 虚偽・誇大な表現、誤認を与える表現
 - 第三者の権利（著作権・商標権・肖像権等）を侵害するもの
 - 暴力・差別・反社会的勢力に関する内容
 - 介護保険制度の誤解を招く表現
 - その他、当連絡会の趣旨にそぐわないと判断されるもの
- 当連絡会は、広告掲載申込に対し、内容・表現・リンク先の適法性および本規定への適合性を審査し、掲載の可否を決定する。審査結果について、当連絡会は理由の開示義務を負わない。

第4条（広告内容の責任）

- 広告内容の真実性・適法性・第三者権利侵害の不存在については、広告主が全責任を負う。
- 広告内容に起因して第三者との紛争が生じた場合、広告主が自己の責任と費用において解決し、当連絡会に損害を与えないものとする。

第5条（掲載拒否・停止）

当連絡会は、以下の場合、事前通知なく広告の掲載を拒否・中断・削除できる。

- 本規定に違反すると判断した場合
- 利用者から重大な苦情が寄せられた場合
- サイト運営上の支障が生じた場合
- 広告主が連絡不能となった場合
- その他、当連絡会が広告掲載を継続することが適当でないと判断した場合

第6条（掲載期間・料金）

- 掲載開始日および掲載終了日は広告掲載申込書に定める。
- 掲載期間終了後、広告主が引き続き掲載を希望する場合は改めて当連絡会所定の手続きを行うものとし、自動更新は行わない。

- 掲載料は当連絡会が別途定める料金表による。
- 掲載料は消費税込みとし、広告主は当連絡会が指定する期日までに支払うものとする。なお、振込手数料は広告主の負担とする。
- 掲載期間途中で広告主の都合により掲載を中止する場合、掲載料の返金は行わない。
- 当連絡会の都合で掲載が困難となった場合は、未掲載期間分を日割りで返金する。

第7条（広告データの提出）

- 広告主は、連絡会が指定する形式（JPEG/PNG 等）、サイズその他の仕様に従い広告データを提出するものとする。
- 提出された広告データに不備がある場合、当連絡会は広告主に修正または再提出を求めることができる。

第8条（リンク先の内容）

- 広告のリンク先ページについても、広告内容と同様に適法性・安全性を広告主が保証する。
- 当連絡会は、広告内容の真実性・適法性を確認するため必要があると判断した場合、広告主に対し根拠資料その他必要な資料の提出を求めることができる。広告主は速やかにこれに応じるものとする。

第9条（免責事項）

- 当連絡会は、広告掲載に関連して広告主に生じた損害について、当連絡会に故意または重過失がある場合を除き、一切責任を負わない。
- 広告の掲載は当連絡会が広告主またはその商品・サービスを推奨、保証、認定することを意味するものではない。
- （損害賠償）広告主が本規定に違反し、当連絡会に損害を与えた場合、広告主はその損害を賠償するものとする。

第10条（規定の変更）

当連絡会は、必要に応じて本規定を変更できる。変更後の規定はホームページに掲載した時点で効力を生じる。

附則

本規程は令和8年9月8日から施行する。